

名張市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

令和2年度の国民健康保険税の税額の引上げ以降、新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響や基金残高を踏まえ、同年度から令和5年度までは特例措置（引上げ水準の緩和）の適用を続けており、令和6年度においても当該特例措置のうち、均等割及び平等割については延長して適用してきました。

今回、現在の基金残高及び物価高騰下での生活者支援の必要性に鑑み、令和7年度においても令和6年度と同様に特例措置の一部適用を継続するため、所要の改正を行おうとするものです。

(千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
歳入	保険税	1,518,699	1,414,396	1,395,430	1,339,400
	保険基盤繰入金	433,533	413,680	390,000	390,000
	基金繰入金	0	0	76,658	211,036
	繰越金充当	0	61,537	35,787	0
歳出	国保事業費納付金	1,806,468	1,889,613	1,897,875	1,940,436
差引		145,764	0	0	0

基金積立	135,398	60,823	114,134	0
基金取崩	0	0	-76,658	-211,036
基金残高	390,303	451,126	488,602	277,566

※上記の表は、基金残高の動きを主要な歳入・歳出で簡易的に計算したものです。

※令和6年度、令和7年度は見込額です。

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

2. 主な改正内容

令和6年度における国民健康保険税の均等割及び平等割に係る課税の特例措置を、令和7年度の課税についても延長して適用します。

【参考】国民健康保険税率等

		所得割額	均等割額	平等割額
税額算定基礎		加入者の前年中の 総所得金額等— 基礎控除額に対して	世帯の加入者数 に応じて（一人 当たり）	1世帯当たり
医療分	本来税率	8.96%	26,400円	24,200円
	令和2～5年度 特例措置税率	8.22%	24,600円	23,100円
	令和6・7年度 税率	8.96%	24,600円	23,100円
後期高齢者 支援金分	本来税率	2.64%	8,600円	8,000円
	令和2～5年度 特例措置税率	2.58%	8,400円	7,800円
	令和6・7年度 税率	2.64%	8,400円	7,800円
介護分	本来税率	2.30%	9,900円	5,600円
	令和2～5年度 特例措置税率	2.14%	9,300円	5,500円
	令和6・7年度 税率	2.30%	9,300円	5,500円

 内が特例措置の継続部分

3. 施行期日

令和7年4月1日から施行します。